

## 固定資産取扱要領（リース資産）

### 第1 趣旨

この要領は、愛知県財務諸表作成基準に基づき、貸借対照表の固定資産に計上するリース資産の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 用語の定義

(1) リース期間

契約に定められた期間をいう。

(2) 原資産

リースの対象となる資産で、県に当該資産を使用する権利が移転されているものをいう。

(3) ファイナンス・リース

リース期間の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、原資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該原資産の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。

(4) 所有権移転ファイナンス・リース

契約上の諸条件に照らして原資産の所有権が県に移転すると認められるファイナンス・リースをいう。

(5) 所有権移転外ファイナンス・リース

所有権移転ファイナンス・リース以外のファイナンス・リースをいう。

### 第3 計上基準

ファイナンス・リース取引におけるリース物件を、リース資産として計上する。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア 1件当たりの契約金額が300万円以下のリース取引

イ リース期間が1年以内のリース取引

### 第4 ファイナンス・リースの判定基準

#### 1 ファイナンス・リースの判定基準

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、ファイナンス・リースと判定する。

(1) 現在価値基準

リース料の支払額の現在価値が、原資産の見積現金購入価額の90%以上であること。

## (2) 経済的耐用年数基準

リース期間が、原資産の経済的耐用年数の75%以上であること。

ただし、(1)の判定結果が90%を大きく下回ることが明らかな場合を除く。

## 2 所有権移転ファイナンス・リースの判定基準

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、所有権移転ファイナンス・リースと判定する。

- (1) 契約上、リース期間終了後又はリース期間の途中で、原資産の所有権が県に移転することとされているリース
- (2) 契約上、県に対して、リース期間終了後又はリース期間の途中で、名目的価額又はその行使時点の原資産の価額に比して著しく有利な価額で買い取る権利が与えられており、その行使が確実に予想されるリース
- (3) 原資産が、県の用途等に合わせて特別の仕様により制作又は建設されたものであって、当該原資産の返還後、第三者に再びリース又は売却することが困難であり、その使用可能期間を通じて県によってのみ使用されることが明らかなリース

## 第5 リース資産の計上

### 1 計上する日

リース期間が開始した日を以ってリース資産を計上する。

### 2 計上する額

1件当たりの契約金額を取得価額として計上する。

## 第6 リース債務の計上

リース資産の計上に伴い、同額を貸借対照表の固定負債のリース債務に計上する。

## 第7 減価償却

### 1 所有権移転ファイナンス・リースの減価償却

#### (1) 減価償却の開始時期

リース資産を計上した当月から減価償却を開始する。

#### (2) 減価償却の計算方法

定額法により計算する。

なお、その計算は月単位とし、毎月末にて行うものとする。

**【計算式】**

減価償却費（月額）＝取得価額÷（耐用年数×12）

※小数点以下第1位を切上げ

**（3）耐用年数**

愛知県固定資産取扱要領（事業用資産及びインフラ資産）別紙1及び愛知県固定資産取扱要領（物品）別表1の耐用年数を適用する。

**（4）耐用年数を経過した場合の残存価額**

備忘価額として1円を計上する。

※償却する最終年最終月の減価償却費で残存価額が1円になるように端数調整する。

**2 所有権移転外ファイナンス・リースの減価償却**

**（1）減価償却の開始時期**

リース資産を計上した当月から減価償却を開始する。

**（2）減価償却の計算方法**

定額法により計算する。

なお、その計算は月単位とし、毎月末にて行うものとする。

**【計算式】**

減価償却費（月額）＝取得価額÷（リース期間の月数）

※小数点以下第1位を切上げ

**（3）耐用年数**

リース期間を耐用年数とする。

**（4）耐用年数を経過した場合の残存価額**

残存価額は0円とする。

**第8 再リース取引**

当初のリースとは独立した新たなリースとし、「第3 計上基準」を満たさない場合は、リース資産に計上せず、費用として計上することとする。

**附 則**

この要領は、令和8年4月1日から施行する。